

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）の組織運営、諸事業の推進等に関わる全ての関係者が、本協会の社会的使命と役割を自覚し、本協会の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程において規律の対象となる者は、本協会の役員、名誉会長等、委員等、職員（以下、これらの者を総称して「役職員等」という。）及び本協会諸制度に基づき登録等を行っている者（以下「登録者等」という。）であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第21条に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 名誉会長等とは、定款第28条に規定する名誉会長、顧問及び参与をいう。
- (3) 委員等とは、本協会組織・管理運営規程第2条に規定する委員会の委員長、常任委員及びスタッフ等をいう。
- (4) 職員とは、定款第44条に規定する事務局職員をいう。
- (5) 登録者等とは、正会員、賛助会員、公認スポーツ指導者、公認ルートセッター、公認審判員、競技運営員、登録選手、登録団体、自然保護指導員及び本協会主催事業の運営に関わる者並びに参加者をいう。

(基本的責務)

第3条 本協会の役職員等及び登録者等は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係諸規程等を厳格に遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

(遵守事項)

第4条 役職員等及び登録者等は、暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別及びアンチ・ドーピング規程違反行為などの不適切な行為を絶対に行ってはならない。

- 2 役職員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- 4 役職員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
- 5 役職員等及び登録者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律

し、本協会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

- 6 役職員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持ってはならない。

(違反による処分)

第5条 本規程違反による役職員等及び登録者等に対する処分については、別に定める処分規程による。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

- 1 社団法人日本山岳協会倫理規程（平成24年5月19日施行）は、廃止する。
- 2 この規程は、平成28年8月27日から施行する。
- 3 平成29年11月12日 一部改定